

平成24年12月診療分から 「子ども医療費助成受給券」の交付対象を 中学校3年生まで拡大します。



町では、子育て支援の一環として、町内に住む0歳から中学校3年生までの子どもの医療費を助成しています。

現在は、小学校4年生から中学校3年生までの医療費については、医療機関窓口で自己負担額を支払い、後日、領収書を添付して町に申請をする必要がありましたが、平成24年12月診療分より「子ども医療費助成受給券」の利用が可能となります。

千葉県内の医療機関の場合、健康保険証と「子ども医療費助成受給券」を提示すると、以下の窓口負担額で受診ができます。

町民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯
無料
町民税課税世帯
200円（入院1日・通院1回につき）

子ども医療費助成受給券の発行には事前の申請が必要です。対象となる子どものいる世帯には申請書を郵送してありますので、期限内に申請してください。

◎提出先

保健福祉課(神崎ふれあいプラザ館内)

(8:30~17:15・土日を除く)

※郵送可(郵送先:〒289-0221神崎町神崎本宿96 神崎町保健福祉課)

◎提出期限 平成24年11月15日ⓧ

(期限内に提出いただいた方には11月下旬に受給券を発送します。)

◎その他 現在小学校3年生については、平成25年4月1日から有効な受給券を3月末に郵送しますので、今回は手続きの必要はありません。

◎申請及びお問い合わせ先

保健福祉課保健係 ☎②1603

第2回香取圏域ふれあいまつり

日時:平成24年12月1日ⓧ 10:30~16:00

開場:香取市佐原文化会館

内容:障がい者関係団体による芸能発表
華舞然連よさこい演舞
各種模擬店、作品展示販売
産直野菜販売

バナナのチャリティ叩き売り ほか

主催: NPO法人香取の地域福祉を考える会、中核地域生活支援センター香取ネットワーク、香取圏域ふれあいまつり実行委員会

共催:香取市

後援:東庄町、神崎町、多古町
香取市社会福祉協議会、東庄町社会福祉協議会、神崎町社会福祉協議会、多古町社会福祉協議会

入場料:無料 どなたでも参加できます

問合せ: NPO法人香取の地域福祉を考える会、中核地域生活支援センター香取ネットワーク

☎②2800、②3888

11月は

「労働保険適用促進強化月間」です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入手続きをしなければならないことになっています。

★労働保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被ったときに療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

未手続事業の事業主は、労働者が安心して働くことができるよう加入手続きをしてください。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課(☎043-221-4317)または、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)にお尋ねください。